

城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

規 則

- 城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び城陽市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課） …… 2
- 城陽市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課） …… 3
- 城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………（国保医療課） …… 4

告 示

- 城陽市財政状況及び業務状況の公表について……………（財政課） …… 8
- 城陽市住民基本台帳の閲覧状況について…（市民課） …… 2 4

公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可について……………（農政課） …… 2 6

選挙管理委員会

- 令和 7 年 9 月 7 日執行の城陽市長選挙及び城陽市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について…………… 2 6

農 業 委 員 会

- 令和 8 年第 7 回農業委員会定例総会の招集について…………… 2 8

公 営 企 業

- 令和 8 年度下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験及び更新講習の日程について……………（上下水道課） …… 2 8
- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の代表者の変更について……………（上下水道課） …… 2 8



規



則

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び城陽市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）6月8日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第24号

城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び城陽市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（昭和50年城陽市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後																
別表第2（第8条関係） 特別休暇及びその期間	別表第2（第8条関係） 特別休暇及びその期間																
<table><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr><tr><td>1～3 略</td><td></td></tr><tr><td>4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr><tr><td>5～21 略</td><td></td></tr></table>	事由	期間	1～3 略		4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認められる期間	5～21 略		<table><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr><tr><td>1～3 略</td><td></td></tr><tr><td>4 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署の呼出しに応ずる場合</td><td>その都度必要と認められる期間</td></tr><tr><td>5～21 略</td><td></td></tr></table>	事由	期間	1～3 略		4 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認められる期間	5～21 略	
事由	期間																
1～3 略																	
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認められる期間																
5～21 略																	
事由	期間																
1～3 略																	
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認められる期間																
5～21 略																	

（城陽市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 城陽市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年城陽市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（特別休暇） 第12条 会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間について有給の休暇を与えるものとする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合 必要と認められる期間 (3)～(19) 略 2 略	（特別休暇） 第12条 会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間について有給の休暇を与えるものとする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として官公署の呼出しに応ずる場合 必要と認められる期間 (3)～(19) 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済み）

城陽市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年（2026 年）6 月 1 5 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第 2 5 号

城陽市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

城陽市職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和 5 9 年城陽市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(扶養親族の認定等) 第 2 条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族と認定することができない。 (1) <u>民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</u> (2) <u>その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額 1 3 0 万円以上である者</u> (3) <u>重度心身障害者の場合は前 2 号によるほか、終身労務に服することができる程度の者</u> 2 略	(扶養親族の認定等) 第 2 条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族と認定することができない。 (1) <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> 、 <u>兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</u> (2) <u>年額 1 3 0 万円以上（満 1 8 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者にあつては、年額 1 5 0 万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者</u> (3) <u>重度心身障がい者の場合は、前 2 号に掲げる者のほか心身の障がいの程度が終身労務に服することができない程度でない者</u> 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から適用する。

〈揭示済み〉

城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年（2026年）6月15日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第26号

城陽市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
城陽市国民健康保険条例施行規則（昭和56年城陽市規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行		改 正 後	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
適用区分	減免率	適用区分	減免率
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する失業給付等受給資格者であつて、当該年の所得が前年所得に比べて減少している者	その程度に応じ所得割額の10分の4から10分の10までの範囲	(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する失業給付等受給資格者であつて、当該年の所得が前年所得に比べて減少しているもの	その程度に応じ所得割額の10分の4から10分の10までの範囲
(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する居住財産の譲渡所得を受けた者のうち、生活維持上やむをえないと認められる居住用財産の買い換えの場合で、その所得が特別控除額以内の者	その所得の額により賦課される所得割額	(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する居住財産の譲渡所得を受けた者のうち、生活維持上やむを得ないと認められる居住用財産の買い換えの場合で、その所得が特別控除額以内のもの	その所得の額により賦課される所得割額
(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限を受けている者	給付制限の期間に係る均等割額、平等割額及び所得割額	(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限を受けている者	給付制限の期間に係る被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額、世帯別平等割額及び所得割額
(6) 前各号に準ずると認められる者	そのつど、市長が別に定める額	(6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者	その都度、市長が別に定める額
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	

適用区分	減免率
条例第 20 条第 1 項の保険料減額の適用がない者	所得割額の 10 分の 10、 <u>均等割額</u> の 10 分の 5 及び <u>平等割額</u> の 10 分の 5
条例第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の保険料減額の適用がある者	所得割額の 10 分の 10
条例第 20 条第 1 項第 3 号の保険料減額の適用がある者	所得割額の 10 分の 10、条例第 20 条第 1 項第 3 号アの軽減適用前の <u>均等割額</u> の 10 分の 3 及び同号イの軽減適用前の <u>平等割額</u> の 10 分の 3
条例第 20 条第 1 項の保険料減額の適用がない特定継続世帯	所得割額の 10 分の 10、 <u>均等割額</u> の 10 分の 5 並びに特定継続世帯に該当する

適用区分	減免率
条例第 20 条第 1 項（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）及び同条第 5 項の保険料減額の適用がない者	所得割額の 10 分の 10、 <u>被保険者均等割額</u> の 10 分の 5、 <u>18 歳以上被保険者均等割額</u> の 10 分の 5 及び <u>世帯別平等割額</u> の 10 分の 5
条例第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）及び同条第 5 項第 1 号又は第 2 号の保険料減額の適用がある者	所得割額の 10 分の 10
条例第 20 条第 1 項第 3 号（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）及び同条第 5 項第 3 号の保険料減額の適用がある者	所得割額の 10 分の 10、条例第 20 条第 1 項第 3 号ア（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）及び同条第 5 項第 3 号アの軽減適用前の <u>被保険者均等割額</u> の 10 分の 3、 <u>同条第 5 項第 3 号イの軽減適用前の 18 歳以上被保険者均等割額</u> の 10 分の 3 並びに <u>同条第 1 項第 3 号イ（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び同条第 5 項第 3 号ウの軽減適用前の世帯別平等割額</u> の 10 分の 3
条例第 20 条第 1 項（ <u>同条第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）及び同条第 5 項の保険	所得割額の 10 分の 10、 <u>被保険者均等割額</u> の 10 分の 5、 <u>18 歳以上被保険者</u>

	ことによる基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯別平等割2.5割軽減前の<u>平等割額</u>の10分の2.5	料減額の適用がない特定継続世帯	<u>均等割額の10分の5並びに特定継続世帯に該当することによる基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に係る世帯別平等割2.5割軽減前の<u>世帯別平等割額</u>の10分の2.5
条例第20条第1項第3号の保険料減額の適用がある特定継続世帯	所得割額の10分の10、条例第20条第1項第3号アの軽減適用前の<u>均等割額</u>の10分の3並びに特定継続世帯に該当することによる基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯別平等割2.5割軽減並びに<u>同号イ</u>の軽減適用前の<u>平等割額</u>の10分の1	条例第20条第1項第3号（<u>同条第3項において準用する場合を含む。</u>）及び同条第5項第3号の保険料減額の適用がある特定継続世帯	所得割額の10分の10、条例第20条第1項第3号ア（<u>同条第3項において準用する場合を含む。</u>）及び同条第5項第3号アの軽減適用前の<u>被保険者均等割額</u>の10分の3、<u>同条第5項第3号イ</u>の軽減適用前の18歳以上被保険者均等割額の10分の3並びに特定継続世帯に該当することによる基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び<u>子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に係る世帯別平等割2.5割軽減並びに<u>同条第1項第3号イ</u>（<u>同条第3項において準用する場合を含む。</u>）<u>及び同条第5項第3号ウ</u>の軽減適用前の<u>世帯別平等割額</u>の10分の1

備考

- 1 略
- 2 均等割額の減免については、条例第 2 5 条第 1 項第 3 号ア及びイに該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に対し、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、減免を行う。
- 3 平等割額の減免については、旧被扶養者のみで構成される世帯に対し、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、減免を行う。ただし、旧被扶養者の属する世帯が政令第 2 9 条の 7 第 2 項第 8 号イに規定する特定世帯である場合は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る平等割額の減免を行わない。

備考

- 1 略
- 2 被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額の減免については、条例第 2 5 条第 1 項第 3 号ア及びイに該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に対し、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、減免を行う。
- 3 世帯別平等割額の減免については、旧被扶養者のみで構成される世帯に対し、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、減免を行う。ただし、旧被扶養者の属する世帯が政令第 2 9 条の 7 第 2 項第 8 号イに規定する特定世帯である場合は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に係る世帯別平等割額の減免を行わない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 8 年（2 0 2 6 年）4 月 1 日から適用する。

〈揭示済み〉



告

示



城陽市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年度（ 2 0 2 6 年度）城陽市財政状況及び業務状況を次のとおり公表します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 7 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

令和 8 年度（2 0 2 6 年度）城陽市財政状況の公表

目 次

本市の財政状況について、令和 7 年度（2 0 2 5 年度）一般会計・特別会計予算の執行状況等を公表します。

- 1 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）予算執行状況について
- 2 一時借入金の状況
- 3 市債の状況（特別会計を除く）
- 4 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）城陽市水道事業後期業務状況
- 5 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）城陽市公共下水道事業後期業務状況
- 6 令和 8 年度（2 0 2 6 年度）城陽市水道事業会計予算概要
- 7 令和 8 年度（2 0 2 6 年度）城陽市公共下水道事業会計予算概要

1 令和7年度（2025年度）予算執行状況について

令和7年度（2025年度）一般会計予算は、令和8年（2026年）3月31日現在において、歳入歳出それぞれ38,627,025千円となっています。

歳入予算に対する収入済額は、29,902,722千円となっており、77.4%の執行率となっています。その主なものは、市税9,185,328千円、地方交付税7,125,268千円、国庫支出金6,479,200千円等です。

一方、歳出予算に対する支出済額は、30,874,472千円となっており、79.9%の執行率となっています。その主なものは、民生費13,727,465千円、公債費3,950,825千円、土木費3,576,652千円等です。

また、特別会計予算全体の執行状況は、歳入予算額に対して92.8%、歳出予算額に対して85.9%の執行率となっています。

令和7年度(2025年度)執行状況(令和8年(2026年)3月31日現在)

《一般会計》(目的別)

(単位:千円、%)

科 目	歳 入		科 目	歳 出	
	現計予算額A	収入済額B 執行率 B/A		現計予算額A	支出済額B 執行率 B/A
市税	9,578,857	9,185,328 95.9	議会費	256,399	243,256 94.9
地方譲与税	155,918	155,318 99.6	総務費	4,526,118	3,509,160 77.5
利子割交付金	7,100	20,747 292.2	民生費	15,113,749	13,727,465 90.8
配当割交付金	97,200	116,126 119.5	衛生費	1,940,794	1,792,806 92.4
株式等譲渡所得割交付金	145,200	171,348 118.0	労働費	44,928	36,308 80.8
法人事業税交付金	134,000	142,984 106.7	農林水産業費	135,613	97,688 72.0
地方消費税交付金	1,868,249	1,868,249 100.0	商工費	853,219	582,533 68.3
ゴルフ場利用税交付金	42,000	41,348 98.4	土木費	7,477,570	3,576,652 47.8
環境性能割交付金	34,000	30,960 91.1	消防費	1,319,223	1,114,087 84.5
国有提供施設等所在市助成交付金	20,529	20,639 100.5	教育費	2,981,700	2,243,692 75.2
地方特例交付金	73,475	71,997 98.0	災害復旧費	6	0 0.0
地方交付税	7,147,043	7,125,268 99.7	公債費	3,964,643	3,950,825 99.7
交通安全対策特別交付金	10,000	5,790 57.9	予備費	13,063	0 0.0
分担金及び負担金	171,062	171,818 100.4			
使用料及び手数料	395,295	367,237 92.9			
国庫支出金	7,621,756	6,479,200 85.0			
府支出金	2,995,112	1,317,968 44.0			
財産収入	287,357	296,158 103.1			
寄附金	169,001	472,576 279.6			
繰入金	1,771,732	32,887 1.9			
繰越金	292,153	292,154 100.0			
諸収入	838,798	451,842 53.9			
市債	4,771,188	1,064,780 22.3			
合 計	38,627,025	29,902,722 77.4	合 計	38,627,025	30,874,472 79.9

《特別会計》

(単位:千円、%)

歳 入	会 計 名		歳 出
	現計予算額A	収入済額B 執行率 B/A	
8,318,915	7,330,136 88.1	国民健康保険事業特別会計	8,318,915 7,001,645 84.2
7,844,645	7,557,914 96.3	介護保険事業特別会計	7,844,645 6,911,893 88.1
48,713	49,242 101.1	寺田財産区特別会計	48,713 42,402 87.0
1,906,745	1,882,231 98.7	後期高齢者医療特別会計	1,906,745 1,601,534 84.0
18,119,018	16,819,523 92.8	合 計	18,119,018 15,557,474 85.9

2 一時借入金の状況

令和8年(2026年) 3月31日現在

借入先	会計名	金額
	該当なし	千円

3 市債の状況(特別会計を除く)
(令和8年(2026年) 3月31日現在)

(単位: 件、千円、%)

区 分	件数	市債現在高	構成比
公共事業等	58	3,182,996	8.7
一般単独事業	244	11,226,544	30.8
教育・福祉施設等整備事業	119	2,778,825	7.6
その他	355	19,321,954	52.9
合 計	776	36,510,319	100.0
借入先別			
政府資金	31	3,041,465	8.3
市中銀行	507	23,614,620	64.7
その他	238	9,854,234	27.0

4 令和 7 年度（2025 年度）城陽市水道事業後期業務状況

1. 事業の概況

(1) 総括事項

本年度末の給水人口は、7 万 2, 3 5 1 人で、前年度に比べ 5 2 1 人、率にして 0. 7 % の減少となり、普及率は 9 9. 8 % となりました。

近年給水人口の減少とともに節水意識の向上や節水器具の普及等から、有収水量は減少傾向となっています。

本年度の年間配水量は 7 6 6 万 8 0 1 m³ となり、前年度に比べ 8 万 4, 5 7 8 m³、率にして 1. 1 % の減少となりました。

令和 5 年度には安定した事業運営の持続性確保のため、水道事業ビジョンの中間見直しを行い、令和 6 年 8 月 1 日から平均約 2 3 % の水道料金改定を行いました。この効果が通年に及んだことから、収益的収入の総計は前年度に比べ増加しました。

また、収益的支出において、前年度に比べて当年度に完了した管路工事が減少したことに伴う資産減耗費の減少や、第 3 浄水場の浸水対策工事に伴う除却により大幅に増加していたその他特別損失が皆減となったことで、収益的支出の総計は前年度に比べ減少しました。収益的収入の総計の増加と収益的支出の総計の減少から、引き続き黒字決算を維持することができました。

次に収入（消費税抜き額）については、事業収益を年間で見ると 1 7 億 3, 8 0 2 万 5, 0 9 4 円で、前年度の 1 6 億 9 3 2 万 5, 2 6 2 円に比べ 1 億 2, 8 6 9 万 9, 8 3 2 円、率にして 8. 0 % 増加しました。

なお、後期の水道料金収入（消費税込み額）は 8 億 3, 1 2 8 万 7, 2 0 5 円で、前年度同期の 8 億 3, 9 0 6 万 2, 8 4 1 円に比べ 7 7 7 万 5, 6 3 6 円、率にして 0. 9 % 減少しました。

また、支出（消費税抜き額）においては、事業費用を年間で見ると 1 3 億 1, 3 9 2 万 4, 4 0 5 円で、前年度の 1 3 億 4, 0 2 6 万 5, 6 0 0 円に比べ 2, 6 3 4 万 1, 1 9 5 円、率にして 2. 0 % 減少しました。

この結果、収益的収支では 4 億 2, 4 1 0 万 6 8 9 円の純利益となりました。

<給水>

後期においても事故に伴う断水もなく、市民に安全な水を安定的供給することができました。

本年度後期の配水量については、3 8 1 万 4, 3 9 0 m³ で前年度同期に比べ 4 万 3, 5 5 9 m³ の減少となりました。

これに対する後期の有収水量は、3 5 4 万 9, 4 4 4 m³ で前年度同期に比べ 5 万 1, 4 6 9 m³、率にして 1. 4 % の減少で、年間有収水量は 7 1 2 万 9, 4 1 1 m³ となりました。

この結果、年間有収率は 9 3. 1 % となり、前年度に比べ 0. 1 ポイント低下しました。

<建設改良>

建設改良では、整備計画に基づいた基幹管路の更新事業を実施し、管路延長は、令和 7 年度末で約 2 6 9. 5 k m となりました。

次に建設改良費の繰越しについては、基幹管路の更新事業の一部等が、年度内に完了できないことから、7 件 4 億 5, 9 6 9 万円の事業を翌年度へ繰越すこととなりました。

<経理>

水道財政は、収益的収支で 4 億 2, 4 1 0 万 6 8 9 円の純利益となりました。

この純利益は、城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、全額を減価償立金へ積立てることにしています。

一方、資本的収支において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5 億 6, 9 0 5 万 1 8 6 円は、減価償立金取崩額 2 億 6, 9 0 5 万 9, 6 6 2 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4, 0 8 5 万 2, 7 6 9 円及び過年度損益勘定留保資金 2 億 5, 9 1 3 万 7, 7 5 5 円で補填しました。

2. 経理の状況

(1) 損益計算書

(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

損 失 の 部	金 額 (円)	利 益 の 部	金 額 (円)
営 業 費 用	928,356,173	営 業 収 益	789,832,456
原水及び浄水費	247,137,180	給 水 収 益	755,728,220
配水及び給水費	82,941,505	その他営業収益	34,104,236
業 務 費	16,514,691		
総 係 費	67,514,696		
減 価 却 費	481,526,859		
資 産 減 耗 費	32,721,242		
営業外費用	33,161,299	営業外収益	153,250,214
支払利息及び 企業債取扱諸費	31,948,779	受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,212,338
雑 支 出	1,212,520	長期前受金戻入益	130,024,780
		雑 収 益	22,013,096
特 別 損 失	71,330	特 別 利 益	10,000
過年度損益修正損	71,330	過年度損益修正益	10,000
合 計	961,588,802	合 計	961,588,802

(注) 消費税抜き金額である。

(2) 業務量

区 分	有 収 水 量	水道料金収入	配 水 量
令和7年度1期 2期 3期 4期 5期 6期	m ³	円	m ³
	1,164,604	272,578,820	1,278,140
	1,206,055	283,797,352	1,298,059
	1,209,308	284,529,991	1,270,212
	1,179,902	277,269,575	1,269,865
	1,180,321	276,288,112	1,312,947
	1,189,221	277,729,518	1,231,578
計	7,129,411	1,672,193,368	7,660,801
1日平均	19,533	4,581,352	20,988

(注) 水道料金収入 (給水収益) については、消費税込み金額である。

3. その他財政事情を明らかにするために必要な事項

(1) 企業債の状況

当期における企業債の状況は、下記のとおりである。

(単位：円)		
ア. 借入の状況		
起 債 の 目 的	当 期 借 入 額	
第2次拡張事業	256,800,000	
合 計	256,800,000	

(単位：円)		
イ. 償還の状況		
当 期 期 首 未 償 還 額	当 期 借 入 額	当 期 償 還 額
4,436,111,858	256,800,000	160,305,360
		当 期 期 末 未 償 還 額
		4,532,606,498

(令和8年3月31日)		
(2) 貸借対照表	金 額 (円)	金 額 (円)
負債及び資本の部		
固定負債		4,450,301,126
企業債		4,232,779,761
引当金		212,521,365
流動負債		579,514,250
企業債		299,826,737
未払金		143,318,682
未払費用		58,635,899
引当金		11,779,000
その他流動負債		65,953,932
繰延収益		2,722,080,643
長期前受金		7,716,611,125
長期前受金収益化累計額		△ 4,994,530,482
資本金		1,438,334,890
自己資本金		1,438,334,890
剰余金		6,088,968,545
資本剰余金		44,960,368
利益剰余金		6,044,008,177
合 計	15,274,199,454	15,274,199,454

(注) 消費税抜き金額である。

(2) 経理の状況

令和7年度中の損益計算書は、次のとおりです。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

損 失 の 部	金 額 (円)	利 益 の 部	金 額 (円)
営 業 費 用	1,247,309,124	営 業 収 益	1,573,232,388
原水及び浄水費	471,019,561	給 水 収 益	1,520,201,152
配水及び給水費	126,517,574	その他営業収益	53,031,236
業 務 費	37,652,711		
総 係 費	97,871,177		
減 価 償 却 費	481,526,859		
資 産 減 耗 費	32,721,242		
営業外費用	65,528,681	営業外収益	164,782,706
支払利息及び		受 取 利 息	1,729,803
企業債取扱諸費	64,316,161	及 び 配 当 金	
雑 支 出	1,212,520	長期前受金戻入益	130,024,780
		雑 収 益	33,028,123
特 別 損 失	1,086,600	特 別 利 益	10,000
過年度損益修正損	1,086,600	過年度損益修正益	10,000
当期純利益	424,100,689		
合 計	1,738,025,094	合 計	1,738,025,094

(注) 消費税抜き金額である。

5 令和7年度（2025年度）城陽市公共下水道事業後期業務状況

1. 事業の概況

(1) 総括事項

本年度末における下水道普及率は前年度と同率の99.6%、水処利率は前年度と比べて0.5ポイント増加し、96.7%となりました。

後期の下水道使用料収入（消費税抜き額）は6億5,408万9,529円、前年度同期の6億6,762万5,959円と比べ1,353万6,430円、率にして2.0%の減少となりました。また、年間を通じた下水道使用料収入（消費税抜き額）は、13億2,411万5,945円となり、前年度の13億4,287万3,133円と比べ1,875万7,188円減少しました。

次に、収入（消費税抜き額）については、事業収益を年間でみると22億685万4,659円で、前年度の22億2,549万7,921円に比べ1,864万3,262円、率にして0.8%減少しました。

また、支出（消費税抜き額）においては、事業費用を年間でみると16億1,917万6,082円で、前年度の16億3,817万6,564円に比べ、1,900万482円、率にして1.2%減少しました。

この結果、本年度の収益的収支において、5億8,767万8,577円の純利益となりました。

また、資本的収入では、消費税込みの総額が17億7,345万3,000円となり、前年度の21億3,792万3,000円に比べ3億6,447万円、率にして17.0%減少しました。

一方、資本的支出では、消費税込みの総額が24億7,897万6,516円となり、前年度の24億7,015万6,152円に比べ882万364円、率にして0.4%増加しました。

<経理>

下水道財政は、収益的収支で5億8,767万8,577円の純利益となりました。
一方、資本的収支において資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額は7億552万3,516円となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,004万7,722円及び当年度損益勘定留保資金6億9,547万5,794円で補填をしました。

(2) 業務量

区 分	有 収 水 量	下 水 道 使 用 料	汚 水 処 理 量
	㎥	円	㎥
令和7年度1期	1,257,243	239,394,009	1,350,741
2期	1,318,514	252,362,204	1,399,315
3期	1,292,238	245,263,349	1,330,133
4期	1,263,761	239,968,566	1,294,395
5期	1,263,211	239,340,317	1,302,329
6期	1,268,344	240,180,115	1,301,222
計	7,663,311	1,456,508,560	7,978,135
1日平均	20,995	3,990,434	21,858

(注) 下水道使用料収入については、消費税込みの金額である。

2. 経理の状況

(1) 損益計算書

(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

損 失 の 部	金 額 (円)	利 益 の 部	金 額 (円)
営業費用	1,211,598,582	営業収益	654,884,029
管 渠 費	6,718,719	下水道使用料	654,089,529
業 務 費	21,088,157	その他営業収益	794,500
総 係 費	72,369,232		
流域下水道費	246,433,532		
減価償却費	863,629,539		
資産減耗費	1,359,403		
営業外費用	88,958,523	営業外収益	695,514,414
支払利息及び 企業価値取扱い諸費	88,781,579	補助金	74,472,000
雑 支 出	176,944	長期前受金戻入益	621,005,667
		雑 収 益	36,747
特別損失	178,844	特別利益	41,660
固定資産売却損	80,909	過年度損益修正益	41,660
過年度損益修正損	97,935		
当期純利益	49,704,154		
合 計	1,350,440,103	合 計	1,350,440,103

(注) 消費税抜き金額である。

(2) 貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部	金 額 (円)	負債及び資本の部	金 額 (円)
固定資産	22,785,603,684	固定負債	14,137,180,878
有形固定資産	22,143,770,128	企業債	14,026,056,570
無形固定資産	637,343,556	他会計借入金	100,000,000
投資その他の資産	4,490,000	引当金	11,124,308
流動資産	228,042,950	流動負債	3,243,347,053
現金預金	85,322,705	企業債	2,145,259,623
未収金	144,071,245	一時借入金	1,000,000,000
貸倒引当金	△ 1,351,000	未払金	45,161,474
		未払費用	46,036,359
		引当金	6,675,000
		その他流動負債	214,597
		繰延収益	6,052,597,464
		長期前受金	15,387,419,089
		長期前受金収益化累計額	△ 9,334,821,625
		剰余金	△ 419,478,761
		資本剰余金	1,229,508
		利益剰余金	△ 420,708,269
合 計	23,013,646,634	合 計	23,013,646,634

(注) 消費税抜き金額である。

3. その他財政事情を明らかにするために必要な事項

(1) 企業債の状況

当期における企業債の状況は、下記のとおりである。

ア. 借入の状況		(単位：円)
起債の目的	当期借入額	
公共下水道事業債	19,600,000	
流域下水道事業債	79,800,000	
未利用利子分	17,000,000	
資本費平準化債差額分	1,018,600,000	
特別措置分	283,800,000	
合計	1,418,800,000	

イ. 償還の状況

(単位：円)			
当期首未償還額	当期借入額	当期償還額	当期末未償還額
16,255,874,313	1,418,800,000	1,503,358,120	16,171,316,193

(2) 経理の状況

令和7年度中の損益計算書は、次のとおりです。

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

損失の部	金額(円)	利益の部	金額(円)
営業費用	1,437,610,466	営業収益	1,325,339,945
管渠費	7,404,591	下水道使用料	1,324,115,945
業務費	40,597,956	その他営業収益	1,224,000
総係費	101,683,133		
流域下水道費	422,935,844		
減価償却費	863,629,539		
資産減耗費	1,359,403		
営業外費用	179,990,728	営業外収益	881,285,665
支払利息及び 企業価値取扱い諸費	179,813,784	補助金	260,207,000
雑支出	176,944	長期前受金戻入益	621,005,667
		雑収益	72,998
特別損失	1,574,888	特別利益	229,049
固定資産売却損	80,909	過年度損益修正益	229,049
過年度損益修正損	1,493,979		
当期純利益	587,678,577		
合計	2,206,854,659	合計	2,206,854,659

(注) 消費税抜き金額である。

6 令和8年度（2026年度）城陽市水道事業会計予算概要

収益的収入及び支出
収入

款		項	目	金 額	備 考
事業収益	営業収益	営業収益			
				1,834,812	主たる営業活動から生ずる収益
			給水収益	1,593,816	水道料金収入
	営業外収益	営業外収益	その他営業収益	1,537,764	手数料・加入金収入等
				56,052	主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取利息及び配当金	240,766	預金利息等
			他会計補助金	2,451	一般会計繰入金
			長期前受金戻入益	101,636	償却資産の特定財源戻入益
			雑収益	123,721	他会計負担経費収益等
				12,958	
	特別利益	特別利益		230	
			固定資産売却益	1	固定資産売却価格が帳簿価格を超える収益
			過年度損益修正益	228	前年度以前の損益の修正で利益の性質のもの
			その他特別利益	1	

(注) 消費税込み金額である。

(収益的収入及び支出)

支出

款		項	目	金 額	備 考
事業費用	営業費用	営業費用			
				1,636,799	主たる営業活動から生ずる費用
				1,500,575	主たる営業活動から生ずる費用
			原水及び浄水費	617,283	原水取水及び浄水処理費等
			配水及び給水費	175,266	配水等設備及び維持管理費等
			業務費	90,458	水道料金徴収業務に要する費用
			総係費	115,543	事業活動の全般に要する費用
			減価償却費	483,049	固定資産の減価償却費
			資産減耗費	18,976	固定資産の除却損、廃棄損
				105,711	主たる営業活動以外から生ずる費用
	営業外費用	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	73,824	企業債利息及び一時借入金に係る利息
			雑支出	598	その他の支出
			消費税及び地方消費税	31,289	当該年度消費税及び地方消費税納付額
				513	
			固定資産売却損	62	固定資産売却価格が帳簿価格を下回る損失
			過年度損益修正損	400	前年度以前の損益の修正で損失の性質のもの
予備費	予備費	予備費	その他特別損失	51	
				30,000	
			予備費	30,000	

(注) 消費税込み金額である。

資本的収入及び支出
収入

(単位：千円)					
款	項	目	金 額	備	考
資本的収入			327,729		
	企 業 債		273,900		
		企 業 債	273,900	企業債借入金	
	補 助 金		30,390		
		補 助 金	30,390	社会資本整備総合交付金等	
	負 担 金		23,404		
		負 担 金	23,404	配水管負担金等	
固定資産売却代金			35		
		固定資産売却代金	35	固定資産売却に係る収入	

(注) 消費税込み金額である。

(資本的収入及び支出)
支出

(単位：千円)					
款	項	目	金 額	備	考
資本的支出			884,506		
	建 設 改 良 費		545,474		
		事 務 費	58,780	建設改良事業に係る職員給与費	
	拡 張 事 業 費		417,985	配水管の更新等に要する費用	
	建 設 費		58,533	施設等の改良に要する費用	
	固 定 資 産 取 得 費		10,176	固定資産取得に係る費用	
	償 還 金		307,229		
	償 還 金	償 還 金	307,229	企業債償還元金	
	返 還 金		1,803		
	返 還 金	返 還 金	1,803	国庫補助金等返還金	
	予 備 費		30,000		
	予 備 費	予 備 費	30,000		

(注) 消費税込み金額である。

7 令和8年度（2026年）城陽市公共下水道事業会計予算概要

収益的収入及び支出
収入

収入		(単位：千円)			
款	項	目	金 額	備 考	
事業収益	営業収益		2,361,050		
		営業収益	1,391,804	主たる営業活動から生ずる収益	
		下水道使用料	1,390,860	下水道使用料収入	
		その他営業収益	944	排水設備工事検査等の手数料収入	
	営業外収益		968,825	主たる営業活動以外から生ずる収益	
		補助金	349,106	一般会計繰入金	
		長期前受金戻入益	619,718	償却資産の特定財源戻入益	
		雑収益	1	その他の収入	
	特別利益		421		
			固定資産売却益	1	固定資産売却価格が帳簿価格を超える収益
		過年度損益修正益	419	前年度以前の損益の修正で利益の性質のもの	
		その他特別利益	1		

(注) 消費税込み金額である。

(収益的収入及び支出)
支出

支 出		(単位：千円)			
款	項	目	金 額	備 考	
事業費用			1,943,793		
	営業費用		1,677,425	主たる営業活動から生ずる費用	
		管 渠 費	98,914	下水道施設の維持管理等に要する費用	
		普 及 啓 発 費	30	下水道の普及啓発に要する費用	
		業 務 費	98,038	下水道使用料徴収業務に要する費用	
		総 係 費	73,803	事業活動の全般に要する費用	
		流域下水道費	539,386	流域下水道維持管理負担金等	
		減 価 償 却 費	865,221	固定資産の減価償却費	
		資 産 減 耗 費	2,033	固定資産の除却損、廃棄損	
		営業外費用		235,818	主たる営業活動以外から生ずる費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		178,726	企業債等に係る利息	
	雑 支 出		11	その他の支出	
	特別損失	消費税及び地方消費税	57,081	当該年度消費税及び地方消費税納付額	
			550		
		固定資産売却損	18	固定資産売却価格が帳簿価格を下回る損失	
過年度損益修正損		531	前年度以前の損益の修正で損失の性質のもの		
	予 備 費	その他特別損失	1		
			30,000		
		予 備 費	30,000		

(注) 消費税込み金額である。

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)				
款	項	目	金 額	備 考
資本的収入	企 業 債		2,036,660	
		企 業 債	1,647,900	企業債借入金
	補 助 金		376,350	
		補 助 金	376,350	一般会計繰入金等
	負 担 金		2,400	
		受 益 者 負 担 金	2,400	市街化調整区域下水道工事分担金収入
	固定資産売却代金		10	
		固定資産売却代金	10	固定資産売却に係る収入
(注) 消費税込み金額である。	預託金回収金		10,000	
		預託金回収金	10,000	排水設備工事資金融資あっせん制度預託金回収金

支出

支出

(単位：千円)				
款	項	目	金 額	備 考
資本的支出	建設改良費		2,376,010	
			190,749	
		事務費	17,754	建設改良事業に係る職員給与費
		管渠布設費	52,700	施設等の建設改良に要する費用
		流域下水道事業費	120,122	木津川流域下水道建設負担金
	償還金		173	固定資産取得に係る費用
	償還金		2,145,261	
		償還金	2,145,261	企業債等の償還元金
	預託金		10,000	
		預託金	10,000	排水設備工事資金融資あっせん制度預託金
	予備費		30,000	
予備費			30,000	

城陽市告示第68号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法
(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第1
2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年(2026年)7月1日

城陽市長 村 田 正 明

	閲覧年月日	請求者の名称 申出者の氏名等	請求事由の概要 利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	令和 7 年 5 月 22 日	(株) アイ・エヌ・ジー・ドットコム 代表取締役 澤田 英士 (委託者 京都府知事 西脇 隆俊)	「令和7年度京都府民の意識調査業務のアンケート」実施のための対象者抽出	市内全域 18歳以上80歳以下の男女 109名
2	令和 7 年 6 月 19 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 畠山 貴晃)	「国民生活に関する世論調査」実施のための対象者抽出	寺田 18歳以上の男女 15名
3	令和 7 年 7 月 10 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 畠山 貴晃)	「防災に関する世論調査（附帯調査：認知症）」実施のための対象者抽出	寺田 18歳以上の男女 17名
4	令和 7 年 8 月 5 日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 (委託者 NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 熊田 佳代子)	「2025年国民生活時間調査」実施のための対象者抽出	富野、寺田 10歳以上の男女 24名
5	令和 7 年 8 月 6 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 原 典久)	「社会意識に関する世論調査（附帯調査：孤独・孤立対策）」実施のための対象者抽出	寺田 18歳以上の男女 17名
6	令和 7 年 9 月 4 日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 (委託者 (公財) 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利)	「活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査2025」実施のための対象者抽出	市辺、久世 20歳以上79歳以下の男女 30名
7	令和 7 年 9 月 26 日	(株) 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 (委託者 こども家庭庁成育局安全対策課 課長 高岩 直樹)	「青少年のインターネット利用環境実態調査」実施のための対象者抽出	寺田 0歳以上17歳以下の男女 20名
8	令和 7 年 10 月 23 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 (独) 労働政策研究・研修機構 理事長 藤村 博之)	「第9回勤労者生活調査（調査票タイトル：勤労生活に関する調査）」実施のための対象者抽出	寺田 20歳以上の男女 19名
9	令和 7 年 10 月 23 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 内閣府政策統括官（共生・共助担当） 付参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ 理解増進担当） 萩原 玲子)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する意識調査」実施のための対象者抽出	久世 18歳以上の男女 15名
10	令和 8 年 2 月 18 日	(一社) 中央調査社 会長 境 克彦 (委託者 NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 熊田 佳代子)	「外国人に関する意識調査（国際化と外国人に関する意識調査）」実施のための対象者抽出	富野 18歳以上の男女 12名

 公 告

城陽市公告第17号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供します。

令和8年（2026年）7月1日

城陽市長 村 田 正 明

縦覧場所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市まちづくり活性部農政課

 選 挙 管 理 委 員 会

城陽市選挙管理委員会告示第21号

令和7年9月7日執行の城陽市長選挙及び城陽市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年（2026年）7月1日

城陽市選挙管理委員会

委員長 八 木 良 明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 7 年 9 月 7 日執行 城陽市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
8, 1 4 9, 0 0 0 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村田 正明	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期 間	1 2 月 1 日から 1 2 月 5 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	堀井 裕司					
収 入			支 出			
主たる寄附			人件費			— 円
氏名 ・ 団体名 (職業) (寄附額) 円			家屋費			—
			選挙事務所費			—
			集合会場費			—
			通信費			23, 392
			交通費			—
			印刷費			—
			広告費			—
			文具費			—
			食料費			—
			休泊費			—
			雑 費			98, 157
その他の寄附 件 —						
その他の収入 100, 000						
今回計 100, 000			今回計 121, 549			
前回計 3, 271, 880			前回計 3, 682, 994			
総 計 3, 371, 880			総 計 3, 804, 543			
報告受理年月日		令和7年12月8日		第 2 回 報告分		

 農 業 委 員 会

城陽市農業委員会告示第6号

城陽市農業委員会会議規則（昭和56年城陽市農業委員会会議規則第1号）第2条第1項の規定に基づき、令和8年第7回城陽市農業委員会定例総会を次のとおり招集します。

令和8年（2026年）7月1日

城陽市農業委員会
会 長 谷 則 男

1 日 時 令和8年（2026年）7月7日（火）
午後2時

2 場 所 城陽市役所4階 第2会議室

3 付議事件

- （1）農地法の規定による各種申請及び届出の審議について
（2）その他について

 公 営 企 業

城陽市公営企業告示第11号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成20年城陽市公営企業管理規程第8号）第15条第2項の規定に基づき、令和8年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習並びに資格認定試験の実施の日程を告示します。

令和8年（2026年）6月22日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

1 資格認定試験日程

受験講習

11月 8日（日） 13時30分～16時00分

京都J Aビル

資格認定試験

11月29日（日） 13時30分～15時45分

京都J Aビル

2 更新講習日程

10月16日（金） 午前の部
11時00分～12時00分
京都市呉竹文化センター

午後の部
14時30分～15時30分
京都市呉竹文化センター

3 申請受付
7月 1日（水）～7月15日（水）

4 受付場所
上下水道部 上下水道課 （城陽市平川広田67番地）

5 実施機関
京都府下水道協会

〈揭示済み〉

城陽市公営企業告示第12号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成20年城陽市公営企業管理規程第8号）第9条第2項第2号の規定に基づき、令和8年（2026年）4月24日付けで指定工事業者異動届を受理したので、同規程第15条第1項第4号の規定により告示します。

令和8年（2026年）7月1日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

変更があった事項

業者名	変更があった事項	変更前	変更後
株式会社 西脇産業	代表者の異動	北 健之助	小嶋輝士